

小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業  
( 第二次都道府県連携型 ) 公募要領

1. 趣旨

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以下「小型家電リサイクル法」という)が平成25年4月から施行されました。環境省では、小型家電リサイクル法第4条に基づき、使用済小型家電(デジタルカメラ、ゲーム機等)の再資源化等を促進するための環境整備を順次行っており、市町村が中心となった使用済小型家電の回収に関する実証事業の実施を通じて、回収体制の構築を進めています。

都道府県連携型実証事業では、都道府県連携のもと、管内市町村の回収に係る諸課題を解決するとともに、管内市町村の回収品目の拡大や回収方法の効率化などにより回収量の拡大を図り、再資源化量の目標の達成を目指します。

2. 概要

(1) 公募対象

本公募の対象は都道府県及び2以上の市町村とします。対象となる事業内容及び経費は次のとおりです。

	都道府県	市町村(市町村提案型・事業者提案型と同一)
対象となる事業内容	当該都道府県内における回収体制の構築に係る調査・広報や情報発信等	効率的な回収体制の構築に係る検討、回収量・品目の拡大に係る検討、回収された小型家電の数量及び組成の把握、回収コスト削減のための検討
対象経費	都道府県としての調査に要する経費(例:市町村の実証事業の成果等の知見を共有し、管内の市町村の効果的な連携に関する検討会開催(会場借上料、都道府県担当者及び市町村担当者(連携して申請した市町村に限る)の旅費、有識者等を招聘する場合の旅費及び謝金、資料印刷費等))	回収体制を整備する上で必要な物品等(ピックアップ回収の選別用コンテナや使用済小型家電の回収ボックスの制作・設置、住民への広報(広告、ごみカレンダーの印刷など)) 市町村から使用済小型家電を引き取った場所から請負業者又はその委託先が第一次再資源化処理施設まで運ぶために要する運搬費

	都道府県としての広報や 情報発信に要する経費（例： HP コンテンツ更新等） その他実証事業に必要と 認められる経費	その他実証事業に必要と認 められる経費
--	--	------------------------

- ・ 申請する市町村は、小型家電リサイクル法に基づいた使用済小型家電の回収を事業期間終了後も継続することが要件となります。
- ・ 既に国の実証事業に参加した市町村（平成 20 年度～平成 23 年度に実施したモデル事業を含む）は原則として対象外ですが、新たな回収方式に取り組む計画が主たる内容であれば、申請することが出来ます。申請にあたり、既存の事業概要と今回新たに取り組む内容を計画書に明記してください。
- ・ これまで国の実証事業やモデル事業には参加していないものの、市町村独自の事業として使用済小型家電の回収を行っていた市町村がある場合には、既存の取り組み内容を明記するとともに、今回申請する目的と効果を明記してください。
- ・ 汎用性の高い物品の購入費（パソコン、デジタルカメラ、物置、プロジェクター等）や、中間処理・最終処分に要する費用、市町村が使用済小型家電を請負業者に引き渡すまでに要する作業費、施設整備のための費用、事業者による消費者からの直接回収に要する費用は事業対象外です。
- ・ 物品の調達は、購入又はリースにより行います。

## （２）事業の実施方法

実証事業は、各地方環境事務所において実施します。（１）の事業を実施する事業者を環境省が別途選定し、市町村と当該事業者の協力のもとに、実証事業を実施していくこととなります。

事業の実施期間は、原則として、実証事業請負業者との契約締結日から平成 28 年 3 月 18 日までとします。

ただし、事業の内容や進捗状況に応じて事業期間終了時期を前倒しすることが可能です。

### 3. 応募方法

#### (1) 応募方法

認定の申請は、本要領の事業申請書（様式1）、事業計画書（様式2）、予算書（様式3）を、各地方環境事務所に提出してください。

#### (2) 応募期間

平成27年5月18日（月）16：00から

平成27年6月30日（火）17：00まで

応募書類一式の紙媒体1部および電子媒体1部（メール送付可）を発送してください。応募期間を過ぎると受理できませんのでご注意ください。

メール送付を行う場合は、担当者にメールアドレスを問い合わせてください。

#### (3) 応募先及び問い合わせ先

北海道：北海道地方環境事務所 環境対策課 菅原、生越

所在地：〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目

札幌第1合同庁舎3F

TEL：011-299-1952

東北：東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 中目、遠藤

所在地：〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23

仙台第二合同庁舎6F

TEL：022-722-2871

関東：関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

丸山、佐々木、大庭

所在地：〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2

明治安田生命さいたま新都心ビル18F

TEL：048-600-0814

中部：中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 井上、水谷

所在地：〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

TEL：052-955-2132

近畿：近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 大淵、草刈

所在地：〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31

大阪マーチャндаイズマートビル8F  
TEL : 06 - 4792 - 0702

中国 : 中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 正路  
所在地 : 〒700 - 0907 岡山市北区下石井1 - 4 - 1  
岡山第2合同庁舎11F  
TEL : 086 - 223 - 1584

四国 : 中国四国地方環境事務所 高松事務所 廃棄物・リサイクル対策課  
石川  
所在地 : 〒760 - 0023 高松市寿町2 - 1 - 1  
高松第一生命ビル新館6F  
TEL : 087 - 811 - 7240

九州 : 九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 高山、木下  
所在地 : 〒860 - 0047 熊本市西区春日2 - 10 - 1  
熊本地方合同庁舎B棟4階  
TEL : 096 - 322 - 2410

## 4. 選定

### (1) 選定方法

環境省廃棄物・リサイクル対策部の中に審査委員会を設置し、本事業の評価基準に照らして事業を選定します。なお、選定過程において、申請者に追加資料の作成等を依頼する場合があります。

### (2) 評価基準

以下の観点により、事業申請書、事業計画書及び予算書を評価します。

#### (イ) 実効性

- ・使用済小型家電の回収、運搬及び中間処理について、都道府県及び管内市町村の実情や回収に係る諸課題を踏まえた上で効果を上げるための工夫がなされているか。都道府県及び管内市町村の回収に係る諸課題を踏まえ、一定程度以上の回収が見込める提案となっているか。
- ・諸課題を受けた都道府県としての検討会開催、広報や情報発信が提案されているか。
- ・回収を通じて地域の活性化や雇用の確保などにつながる事業を含んでいるか。

#### (ロ) 発展性・波及性

- ・都道府県と連携する管内市町村が2以上であるか。使用済小型家電の回収、運搬及び中間処理について、他の地域にも展開可能な内容になっているか。管内市町村での効果的な連携が図られているか（事業者への効率的な引渡し、統一した回収容器の利用など）。

#### (ハ) 継続性

- ・実証事業後に小型家電リサイクル法に参加して継続的に使用済小型家電の回収を行う計画となっているか。

#### (ニ) 関係者との連携・処理の適正性

- ・使用済小型電子機器等の回収、運搬及び中間処理について、関係者との必要な連携体制が準備されているか。
- ・また、海外等における不適正な処理につながるおそれがないか。

### (3) 選定結果

選定結果は、申請者へ文書により連絡する予定です。

#### (4) その他

- ・ 予算に限りがありますので、提案された内容を全て実施できない場合があります。
- ・ 本事業は小型家電リサイクル法に基づくりサイクルシステムの構築及び更なる改良のための試験研究を想定しています。
- ・ 本事業の実施にあたり、使用済み小型家電の引き渡しに係る諸条件については、本事業の請負業者と協議のうえ確定してください。
- ・ 今回申請する事業がすでに他の補助金等の支援を受けている場合は、内容重複部分の費用計上は出来ません。
- ・ 予算書に記載した費目については、各費目について3者見積りを取得し、最も安い金額を記載して下さい(新聞公告掲載等の1社に限定される内容の費目は除く)。3者見積りは計画書の選定後に提出していただくこととなります。
- ・ 事業計画書の選定後、請負業者の入札手続やボックス作成などにより、事業開始まで数ヶ月を要します。
- ・ 事業計画書の選定後、自治体の都合による事業費の積算に影響する計画内容の変更については正当な理由がある場合を除き原則として認められません。正当な理由をもって変更を希望する場合は、地方環境事務所担当者と調整し、決定してください。
- ・ 市町村提案型及び再資源化事業者提案型への重複応募は出来ません。